

地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業 対比表 (R2・R3)

資料5

● R2 薬局・薬剤師の機能強化事業

名称		実施主体
I 在宅医療 基礎研修	I-a 在宅訪問指導基礎研修	都薬
	I-b 無菌調整技能習得研修	都薬
II 地域薬局間 連携研修	II-a 在宅医療連携研修	地区
	II-b 地域施設実地研修	地区
III 地域連携 構築支援	III-a 支援薬剤師情報の提供	都⇒ 地区
	III-b 連携促進・啓発	地区
IV 多職種との 連携促進	IV-a 東京都関係者連絡会	都薬
	IV-b 多職種連携推進事業	地区

廃止

廃止

再構築

● R3 事業 (R3~R5の3年間)

名称	内容	実施主体	実施規模	連携薬局 ^{※1} との関連	
I 連携薬局 活用の 基盤整備	拡充 I-a 在宅訪問研修 (基礎・実践①・実践②)	在宅患者への訪問服薬指導に必要な実践的研修を3日間実施	都薬	1回	地域連携
	再構築 I-b 無菌調整技能習得研修	薬科大学と連携し、抗がん剤等の無菌調整技能を習得するための研修を実施	都薬	3回	地域連携
II 地域連携 薬局の活用	再構築 II-a 多職種連携推進事業	医師、看護師、ケアマネジャー等との患者情報の共有、近隣薬局連携による休日・夜間対応を図るための地区研修等を実施	地区	35 ^{※2} 地区	地域連携
	継続 II-b 連携促進・啓発	地域の多職種と連携し、地域住民に向け、認定薬局の機能や薬局・薬剤師が行う服薬状況 ^{※3} の一元的・継続的把握等を周知・啓発	地区	35 ^{※2} 地区	地域連携
	継続 II-c 東京都多職種 関係者連絡会	医師、看護師、ケアマネジャー、薬局薬剤師が参画し、地域包括ケアシステムにおける地域連携薬局の活用方法を検討	地区	1地区	地域連携
III 医療 機関連携 薬局の活用	新規 III-a 薬業連携推進事業	病院と薬局が連携し、医療機関連携の活用による入退院から在宅医療までの継続的な服薬管理のモデルを提供	地区	4地区	地域連携 専門医療
	新規 III-b 東京都薬業連携 推進協議会 (仮称)	病院薬剤師、薬局薬剤師 (要検討：管理栄養士) が参画し、病院と医療機関連携薬局の連携について検討	都薬	2回	地域連携 専門医療

※1 連携薬局：都から「地域連携薬局」又は「専門医療機関連携薬局」の認定を受けた薬局の総称

※2 35地区の根拠：23区+12地区 (多摩の地区薬剤師会数)

※3 服薬状況：①医療用医薬品の服薬状況、②OTC医薬品の服薬状況

医療機関連携薬局の活用（薬薬連携推進事業）〈令和3～5〉

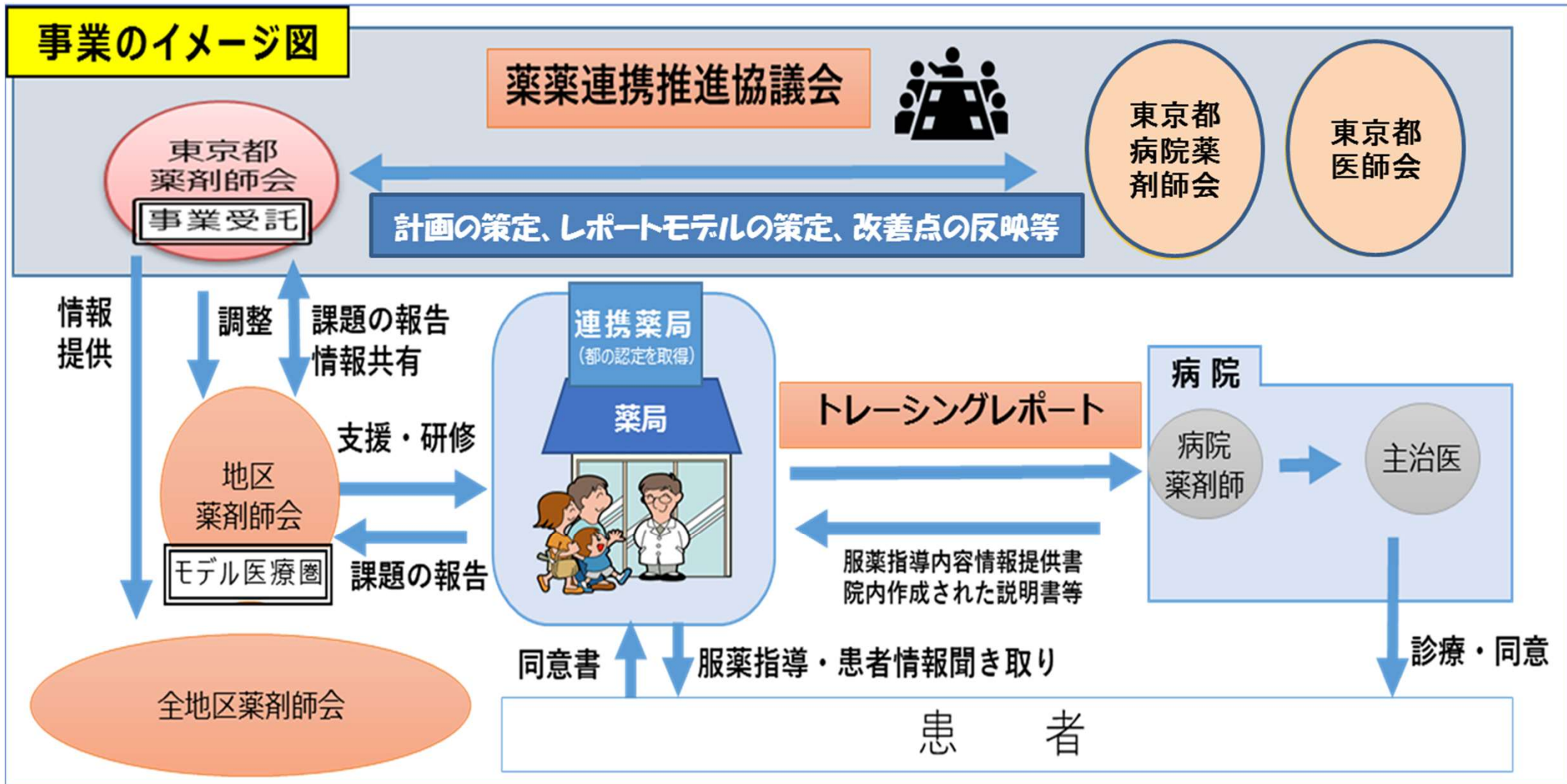
- 「薬薬連携」とは、薬局薬剤師(保険薬剤師)と病院薬剤師が「服薬情報等提供書(トレーシングレポート)等」を活用し、患者の服薬情報を共有することで、外来入院を問わず、薬による治療が安全に行なわれるようサポートする体制のことであり、改正医薬品医療機器等法（令和2年9月1日施行）により努力義務が制定された。
- 令和2年末のKPI指標によると、患者の服薬状況等を医療機関にトレーシングレポート等により提供したことがあると回答した薬局：38.2%（全国：47.1%）
- これは、薬局と病院との間において、病院が薬局に対して求めている情報の共有ができていないため、薬局薬剤師がトレーシングレポートを作成できないことが原因として考えられる。



薬局から病院へ積極的に服薬情報等を提供できる環境を整備

- **患者の服薬状況等の一元的・継続的な把握を進め、質の高い医療を提供していくために、薬薬連携の推進を図る**
 - ・ 都薬剤師会、都病院薬剤師会及び都医師会で構成される薬薬連携推進協議会において、地域事情に合わせた事業計画・マニュアル（レポートモデル）を策定し、事業の進行管理を行う。
 - ・ 地区薬剤師会は、当該マニュアルに基づく研修会を実施し、各薬局・病院間の情報共有・理解の向上を図る。
 - ・ 協議会は、地区薬剤師会から報告を基に課題を分析し、全医療圏へフィードバックする。

事業のイメージ図



トレーシングレポート(服薬等情報提供書)

- 即時性は低いが薬物療法の有効性・安全性に必須な情報を医師に確実に訴えるためのツール
- 通常FAXにて送付。
- 病院薬剤部で報告内容を確認し、処方医に報告